

NO.	最終意見等の内容	回答
1	<p>(原委員)</p> <p>3月以降に海側のダストサンプラーを設置するということですが、回答にある「それまでの間は・・・」、「場合によっては船を・・・」という表現について、サンプラーの設置場所が充分かどうかにかんがいますが、船を出してのサンプリングは、イベントある都度、収束に至る間ずっと(30年間)続けていただきたい。</p>	<p>イベントの内容は別途相談させていただきたいと思いますが、基本的にはダストが舞い上がる可能性がある場合など、陸側のみならず海側のサンプリングについても海上におけるサンプリングを行うことを検討して参ります。</p>
2	<p>(岡嶋委員)</p> <p>1号機のカバーを開けた時点(以降)で、エリアモニターの数値を確認し、すべてのモニターが3～7倍まで増えていないことを確認すると共に、一箇所でも3～7倍を越えた場合の対応/対策について確認したい。(作業を中断しても、カバーが外れていることから放射性物質は飛散すると思われる。よって、どのような飛散防止策を行うのか、また、原因特定まで作業は中断するのかが、ポイントと思います)。</p>	<p>○「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」において、建屋カバー解体に伴う1号機原子炉建屋からの放出量は、平成24年度の平均放出量(建屋カバー解体前)に対し約3～7倍程度増えることとなりますが、敷地境界における被ばく量に影響は与えないと評価しています。(建屋カバー解体後の放出量評価;約0.01～0.02億Bq/h,平成24年度(建屋カバー解体前の放出量;0.0024億Bq/h)</p> <p>○上記評価は、月に1回、原子炉建屋直上部のダスト濃度を計測し、そのダスト濃度を用いて放出量を評価しております。</p> <p>○一方で、建屋カバー解体作業は、オペフロ上のダストモニタ(建屋カバー梁上に設置)を確認しながら行います。</p> <p>○オペフロ上のダストモニタの警報設定値は、敷地境界のモニタリングポストや構内ダストモニタに影響を与えないように設定しています。(オペフロ上の警報設定値:7.7×10⁻³Bq/cm³)</p> <p>○オペフロ上のダストモニタの警報が発報した場合には、作業を中断し、飛散防止剤の散布を警報が収まるまで行います。なお、モニタリングポストに有意な変動を与えるような事象であった場合には、敷地外の監視モニタの状況を確認するとともに原因究明、再発防止対策を行った上で作業を再開します。</p>

NO.	最終意見等の内容	回答
3	<p>(石田委員)</p> <p>基本的に、放出or飛散そのものの大小は「Bq」表示で結構かと思いますが、一般の方々が気にするのは『人への影響の観点から問題あるかないか』です。</p> <p>その場合、放射線or放射性物質の人への影響評価を行う際は、“mSvやμSv”としてどの程度であったかを提示することが、事象の大小を判断する上で重要と考えます。</p> <p>今回の事象に起因する公衆被ばくは、これまで東電が実施してきた作業に伴う被ばくの中では高い部類に属するものの、周辺公衆の健康に影響が及びほどの事象でないと考えられますので、東電として住民の方に安心してもらうためにも、上記の趣旨に則り、きちんとした線量評価結果を提示すべきかと考えます。</p> <p>また、環境へ放射性物質が放出するような事象が発生した場合、第一報には間に合わないまでも、続報にて、その事象の度合いを示す単位を「Bq」ではなく『mSv又はμSv』で表示し、人への影響がどの程度かかを分かるような発表ができるよう、体制を整えて頂きたい。</p>	<p>○放出量を評価する際は、あわせて敷地境界における被ばく評価も合わせて実施しています。</p> <p>○今後も放出量としてBq数を公表するだけでなく、被ばく評価も行っています。</p>
4	<p>(長谷川委員)</p> <p>1) がれき粉じん飛散の防止・低減に最善の努力をなされていることは理解しますが、それでも想定以上のことが起こったりして発電所敷地外に放射性粉じんが飛散する恐れがないとは言えないと思います。またそうでなくてもどの程度の放射性粉じんが飛散しているのであろうか懸念される県民の方々も多いと思います。このような懸念に対しては、放射性ダストサンプリング体制を充実しその結果を公表することがまず第一と考えます。その点から、敷地境界の可搬型連続ダストサンプラの設置(計画中)と充実は不可欠です。またそれらの測定値の公表に当たっては法令に定める規制値との関係も示していただきたい(地下水バイパス放出水の場合のように)。</p> <p>また、連続ダストサンプラでは、ラドン・トロンのバックグラウンドが高くなるため排気中の濃度限度を検出することが難しく、ダストサンプラから取り外したる紙について、ラドン・トロンの減衰を待つて測定することが必要だったように思います。現在でも状況が変わらないようでしたら、この点をどのように考えているのか。</p> <p>2) 南相馬生産米で基準を超える放射性物質が検出されたことと3号機がれき撤去時粉じん飛散の間の関係はいまだ不明とのことですが、現在も不明のままか。南相馬や丸森で通常より高い濃度の放射性セシウムが検出(京大、東大グループの測定:新聞報道)されたことから、風評被害に関することとして、この問題は県民(のみならず宮城県民:漁民や県南の農民)の関心の高いことであり、この問題の解明はどのように進んでいるのか。</p>	<p>○敷地境界のダストモニタリングについては、5箇所にダストモニタ、3箇所にダストサンプラを設置し、監視体制の強化を図っています。なお、サストサンプラについてはダストモニタを調達中であり、準備で着次第ダストモニタに交換していきます。また、ダストモニタの測定値の公表にあたっては、法令に定める基準値との関係についても併記し、わかりやすい公表に努めてまいります。</p> <p>○現在、発電所で設置しているダストモニタには、ラドン・トロンの影響(バックグラウンド)を含めた値を示すタイプと、影響を除いた値を示すタイプがあります。敷地境界のダストモニタは、2つの検出器を設けてバックグラウンドを差し引いた値を示す装置ですので、バックグラウンドの値は含まれておりません。なお、従来のラドン・トロンの減衰を行って測定するタイプに比べ、ダストモニタの検出限界値は高くなっておりませんが、一般公衆の告示濃度は検出可能なレベルです。</p> <p>○南相馬市生産米に関しては、農水省主主体で検討されており、判明次第公表されています。</p> <p>http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/fukusima/</p>

NO.	最終意見等の内容	回答
5	<p>(藤城委員)</p> <p>1号機建屋カバー撤去は、使用済み燃料取出し作業に移行する工程でのガレキ撤去作業のため必要な過渡的措置としては認めますが、相当量の汚染物質を開放環境で取扱うものである以上、放射性物質の環境放リスクが常に伴う事を十分認識して臨む必要があります。</p> <p>そのため、ダスト発生防止、モニタリング、結果公表の徹底が図られる事はもちろんですが、併せて、迅速な情報収集と分かり易い広報への配慮が大切であると考えます。</p>	<p>○敷地境界のモニタリングポストで有意な変動が確認され放射性物質の飛散などにより敷地外への影響の可能性がある場合や、構内の全面マスク着用省略エリアにおける着用指示などが発生した場合には、地元自治体の皆さまと協議して策定させていただいた通報基準・公表方法に則り、速やかに通報連絡するとともに、報道機関を通じて一般の方々にお知らせいたします。</p> <p>○日々の作業状況につきましては、当社ホームページに作業日報として取りまとめ、作業のあった当日に公表するとともに、翌週の作業予定は毎週金曜日に同ホームページに掲載してまいります。</p> <p>○引き続き、国や福島県、地元自治体と協力して、迅速かつ分かりやすい情報発信に努めてまいります。</p>
6	<p>(河井原子力専門員)</p> <p>1号機の建屋カバーの解体に当たり、3号機オペフロ上の解体作業前の放射性物質濃度と1号機オペフロ上の解体作業前の放射性物質濃度を比較すること、飛散防止剤の散布方法の違い等による影響を比較すること及び3号機でのガレキ撤去時の放射性物質の飛散実績を考慮すれば、万が一1号機におけるガレキ撤去時に放射性物質が飛散した場合の濃度とその影響を把握することができると思うので推算すること。(9月10日に開催する廃炉安全確保県民会議で使用する東京電力(株)資料1「1号機建屋カバー解体・ガレキ撤去に伴う放射性物質飛散防止対策について」のドラフト版p.5の左下枠囲み内で説明がなされているが、推論を出す結果となっていない。)</p>	<p>○1号機瓦礫撤去までにオペフロのダストの状態を調査して、飛散防止剤の効果などを検証していきたいと考えています。</p> <p>○試算として、オペフロ上のダストモニタの警報が発報した際の構内ダストモニタやMP近傍のダストモニタ値の評価結果を、添付P27に示します。</p>

